

例添1

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野								その他 (特記事項)	団体名	支障事例
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例に暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可厅としては暴力団と関わるある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団排除規定は必要不可欠であると考えられる。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底が明記されている。については、他法律(賃金条法や水産業協同組法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。			中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都府、奈良県、愛媛県、熊本県、大分県	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良市、和歌山市、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや賃金条法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、既に暴力団関係者から組合設立の認可申請があつた場合、認可を拒否する法上における個々の法などにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項を改めてある。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点では、中小企業等協同組合法に動き設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要なとして各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。	警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法などにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項を改めてある。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点では、中小企業等協同組合法に動き設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要なとして各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。
60	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	災害復旧事業の重要な基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	【現業】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の額に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く)が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額(その額が200万円を超える場合は、200万円)。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県・宮城県又は福島県に係るものにあっては、その額が2千円を超える場合は、2千円)」を越えるもの」である場合、あらかじめ農林水産省(近畿農政局)に協議し同意を得る必要がある。 【支障】 災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱うことが多いが、近年、現場の近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定していない場合、必要最低限の処分費用の計上しかできないが、その後実施にあたって、遠方に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の変更等の内容で重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しくため、近年災害が多発する状況下では、このような簡単な業界であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、現行の基準を「3割以上かつ農地500万円以上、施設1000万円以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※)」とする等の緩和を行いうよう求めること。 ※H26年災 重要変更協議件数 84件 本案の実現により軽微変更となる件数 30件 効果約35%件数減	重要変更協議案件の基準を緩和することにより、国との協議時間が縮減され、災害復旧事業に關して円滑で迅速な事務執行につながる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)(平成12年3月30日農林水産省告示第453号)(改正 平成25年8月27日農林水産省告示第239号)	農林水産省	京都府、滋賀県、京都府、奈良県、島根県、廿日市市、大阪府、兵庫県、和歌山県、熊本県、宮崎県	新潟県、奈良県、島根県、廿日市市、大阪府、兵庫県、和歌山県、熊本県、宮崎県	○29年災における重要変更協議案件は工事費に伴うものが1件であったが、県経由での協議開始から変更承認が決定されるまでに約2ヶ月かかり、その期間中は工事を一時中止せざるを得なかつた。 災害現地の早期復旧を見る観点からも、重要変更協議案件の基準を緩和し、国との協議時間を縮減することは重要であると認識する。 ○災害復旧事業は、迅速に生活基盤の復旧をする必要性から、大規模災害時などでは標準断面により事業費を算定している。実施において詳細設計を行った際、土工量などの変更が生じるが、一般的な補助事業にて事業計画変更の記載が詳細にわたっており、金額、パーセントに抵触せずとも支障事例の「現状」のような変更でも重要変更となるケースが増加している。 重要変更となる基準が厳しくため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更になり協議に時間を使っている。 そのため、一般的な補助事業のみの重要変更の件数に暫定通知5-1の別紙1で定めた範囲を経験変更で行うよう求めること。 ※H29年災 重要変更協議件数 34件 本業の実現により軽微変更となる件数 5件 効果約15%件数減 ○農地及び農業用施設災害復旧事業については、市町村が事業主体ではあるが、本県における平成29年度台風21号関連農地及び農業用施設災害復旧事業において、現時点(H30年6月15日現在)で、 重要変更協議件数 18件 本業の実現により軽微変更となる件数 2件 効果 約10%件数減 ○平成28年熊本地震及び同年の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業においては、査定箇所数約180箇間に對応する10件程度が重要変更件に該当している。 なお、農林水産省(九州農政局)及び県において迅速且つ臨機応変に協議対応いただいている。工程等を含め支障をきたすことなかつた。 しかしながら、現行基準の緩和については円滑且つ迅速な事務執行につながることから制度改正を期待する。 ○提案のとおり、災害復旧事業における計画変更(A種変更)基準が緩和された場合、事務手続きが相当簡素化される。 ※H25年災 重要変更協議件数 193件 本業の実現により軽微変更となる件数 191件 効果 約99%削減 ○災害復旧事業においては、早急な発注が必要で、十分な精査ができるこもあり、現地着手した際、設計変更の対応となる事例が発生している。 ○H26年災において重要変更協議件数が51件であったが、そのうち本提案の実現により軽微変更となるもの51件(全件)であり、重要変更協議の件数削減、ひいては事務作業の効率化に大きく貢献するものである。 ○支障事例のとおり、災害査定までに、残土処分地まで確定できるケースは少ないと、運搬費等の高騰による事業費増は年々増加傾向にあることから、提案の緩和措置は、事務処理が短縮され災害対応の迅速化に効果がある。	「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)」において、工事費の額の変更協議を要する額を要件として設定している200万円の妥当性について検討を行う。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野				団体名	支障事例							
93	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の範囲について、内容を簡素化すること。	【現行制度】 「地域での食育の推進事業」における補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請できない経費」として明確化されている。また、交付申請時に提出する実施計画書で、特に食材費は品目別の使用量と単価など詳細な根拠の記載が求められる。 【支障】 補助対象外経費に関して、例えば食材費は、調味料やパン粉は本事業の調理体験のみに使用したものでも、汎用性が高いとして対象外となる。印刷費についても、消費税免のため作成したものでも、不特定多数に配布すると判断され対象外となる。 いずれも実施計画に記載する事業の中に使用するものであり、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)に該当ないと考えるが、基準が明確でない。 また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告では、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務に負担が重くなっている。 以上のように、対象経費の考え方方が明確ではなく、実施計画の策定も煩雑であり、円滑に事業を実施できない。 また、平成29年の提案事項「地域での魅力再発見食育推進事業(本事業の前身)の見直し」について対象経費についてさらに拡大したいとの第1次回答があつた。しかし、今年度改めて必要な品目を認識したが、本事業に要する経費であつても汎用性が高いとの理由で対象外とされる品目の扱いに変更ではなく、対象経費の拡大についてどのように対応されたのが不明である。	対象外経費の明確化や運用の見直し等が図られることで、円滑な事業実施に繋がり、当該交付金が利用しやすくなる。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱 食料産業・6次産業化交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町	北海道、青森県、石川県、長野県、山梨県、京都府、京都市、尼崎市、鳥取県、大分県	○当府においても、提案団体と同様の支障があり、補助対象外経費等の考え方方が細かく明記されることで、本交付金に係る業務の簡素化につながる。 ○補助対象外経費の中で申請できる経費と申請できない経費が明確でなかったため、交付申請書の実施計画に予定した経費の多くが補助対象外(自己負担)となつた。 計画書の段階で、調味料やラップ、キッチンペーパーといった消耗品は、対象外になると指摘があった。本事業での他の使用を証明できないとの意図があるものと考えられるが、また、調理実習や試作品制作においては、調味料やラップ、キッチンペーパー等は必ず必要となるので、それを要託託付してある食育改善推進協議会に用意してもらうことが必要である。協議会に持参する負担があることに加え、実施計画に記載する項目が複数あることから、区分の見直しはしない。 また、実施計画において、今回、掲土料理の調理実習として使用する農産物や農産物は價格の範囲が大きめで、メニューもレシピ集から選択することによっており、食材費に関する単価設定は非常に困難である。 さらに、食材費の見直しはしない。 は見積り料金とは単額が異なっても可能性は大きい。 従って、対象経費の品目の拡大と、実施計画書の記載内容の簡素化を図ることで、交付金が利用しやすくなる。 ○支障事例 交付金等となる経費の内容について、明確な判断基準がないため、事務手続きが煩雑になり、事業の円滑な実施に支障をきたす事例である。 (1)食材費 食材費については、実施要綱上、交付対象外経費となっているが、運用上、汎用性がある調味料は原則交付対象外とされている。調味料や洗剤は明確ではない上、事業実施のために購入した調味料をすべて使い切ることが証明できる場合は交付対象となるなど、交付金を請求する事例がある。 (2)消耗品費 消耗品費も実施要綱上、対象経費となっているが、消耗品の範囲が明確ではなく、料理調理等で必要となる割り箸、紙皿、キッチンペーパー、食用油用洗剤などはすべて使い切ったことが証明できる場合のみ交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。 ○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年生じているため、現行制度を見直してほしい。 また、他の事業に比べて、事務手續が膨大であることから、簡素化してほしい。 ○実施計画の算式は、調理実習回数(10回予定)伴う事務手續であり、衛生管理徹底のため、「ペーパータオル」「業務せきん」「黑白剤」等は本事業実施には必須消耗品と考えるが、「汎用性が高い」ということで対象外になってしまった。他の消耗品についても同様の理由でほぼ対象外となつたが、要綱の別記2「交付対象外経費」で申請できない経費」からは読み取ることができず、また、「汎用性」の基準が不明であった。 ○現行制度 「地域での食育推進事業」(農水省)は、食料産業・6次産業化交付金のうち、第3次食育推進基本計画に掲げられた目標で、食文化の継承等の達成に向け、地域の関係者が連携し、より組む食育活動を支援するものとしている。今年度から都道府県を通じての申請、交付金等となる。 【支障】 計画書提出に際しては、調理実習の食材費や消耗品の印刷費等、補助対象外経費に開き、県を通じて、事業の性質上から現実的に困難な計画修正に時間を使い、結果、事業実施期間が短くなつた。 ○事業実施計画策定時に給食費額を根柢に食材費を算出したところ、食材の内訳を記載するよう指示され、訂正した。 しかし、計画時に記入した食材はある程度で誤りである。実際に試作や調理講習等で使用する食材と記載と異なる場合がある(農林水産省でも、実績報告時には変更となつても構わないとしている)。 また、食材は元々対象事業に使用するものとして必要量を調達している上、仮に余りが出たとしても、給食に提供できるほどの量ではなく、軽減することも不可能である。 以上の点から、計画策定時に食材の内訳を細かく確認するのではなく、給食費額を根柢に食材費を算定する方法を認めるとともに、対象外となる経費については事前に明示すべきである。 ○補助対象外経費について 現行制度では当該事業のみで使用しているものにも限らず、食材費の中でも調味料は「汎用性が高い」として原則対象外となる。また、印刷費については使用枚数の詳細な記載を求める。記布資材として使用したもの以外の計上は認められない。 【都道府県事業実施計画の協議】について 交付申請の際に、実施要綱別記2により、都道府県事業実施計画を農政局に提出し、その内容の妥当性について協議を行なうプロセスが追加された。交付決定までに同様の事業計画を認定し、提出することにより、必要性が感じられないとともに実施主体への交付決定が避け、事業実施に支障が生じるおそれがある。 間接補助について 県で事業を実施せず、県内市町村等が実施主体で事業申請した場合、間接補助となり、県で計画をまとめて、検査を実施する等の業務が発生するが、県が仲介する必要があるか疑問にある。また、ソフツウェア事業で事業額が小規模である割に検査・書類確認にかかる事務作業は他の国庫補助事業と同様に煩雑であり、市町村等が事業を申請する際の支障となる。 ○実施要綱は、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)と規定されているが、その経費がどのようなものが明確に示したものはない。 本県では調理体験実施予定としている組織があるが、その経費が申請できない経費にあたりるとしては、実施計画の段階で計画及び積算が変わらざるを得ない。補助金の算定等で問題となることがある。また、申請者及び実施計画を確認する立場から、交付決定までに同様の事業計画を認定し、提出することにより、必要性が感じられないとともに実施主体への交付決定が避け、事業実施に支障が生じるおそれがある。 また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に限って、単価が時価であり、実施計画と実績報告どでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務への負担が重い。 本事業については、事業実施主体として行政機関から民間事業者まで幅広く網羅されているが、事業実施計画の段階で詳細な計画及び積算が必要となり、事業実施に不慣れな民間事業者では、事業参加が難しいと感じる。食育においては、民間事業者の活動が大きく貢献していることから、食育を推進していくために、民間事業者も取り組みやすいような事業設計や提出書類の検討が必要と考える。	○申請できない経費の明確化について また、国の補助事業において、事業者から申請のあつた事業実施計画の事業経費を無審査で補助対象として認めることがないものと考えている。例えば、実施要綱の補助対象外経費に該当する経費项目であつても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することができる消耗品類などは、各農政局等が事業者と協議のうえ、補助対象外から除外又は必要量の見直しを行つてことなる。このよう農政局等の判断は、本事業の設計に係るものではなく、国の補助金等を行つてことなる。事業の補助対象外経費の区分は、他の補助事業と同様となっており、各事業者による適正かつ効果的な事業実施を支援してまいりたいことから、事業実施計画において判断に悩む場合は、各農政局に前段に相談願いたい。 ○補助対象外経費の見直しについて 本事業に開かわらず国の補助事業においては、事業経費の根柢が示されなければ、補助金の交付額を確定できない。事業の適正な実施の確保のため、面倒であつても、経費の積算根柢を事業実施計画においてお示しいただくようお願いする。 なお、H30事業は、H29事業と事業内容は変わらないが、補助対象外経費は約50%増加しており、通常の食育事業であれば事業経費を概ねカバーできると考える。	回答欄(各府省)		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
94	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	【現行規定】農地改良事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工制度が整備されていない」。そのため、着工が可能となる場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着手を可能とすること。 【支障】ほ場整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。工事着手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による委託料により実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、当該地区において、年度内に工事を完了するには、7月中に換地計画原案を策定し、工事着手を行わなければならない。そのため、年度最初から換地業務を委託するなど換地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日が例年5月であるため、約1か月業務を実施することがあります。工事進捗の遅延につながっています。年度内に工事が完了しないと、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工制度を導入されたい。	事業が長期化し年度が跨ぐことにより前に引き続き事業実施の必要性がある場合など、年度当初から事業委託等行わなければならない場合に、交付決定前着工が可能となることで、円滑な事業継続が可能となり、効率的な事業執行が図られる。	土地改良事業関係補助金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狹山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	青森県、福島県、ひたちなか市、長野県、静岡県、徳島県、大村市、熊本市	○近年は本市が所管となる團体が土地改良事業の事業実施がないことから支障事例は認められない。なお、本市においては複数の県営土地改良事業（農地整備事業）を継続実施しており、全体事業期間（6~8年）から考慮すると計画的な工事進捗を行るために、交付決定前着工制度の導入が期待される。 ○ほ場整備事業においては、翌年度春の作付けを目指して事業実施しているところであるが、例年、お5月の間の交付決定後の事業実施となつて場合、冬期間まで面工事（基礎整地）を実施する工程となつてしまつ。当該工事は、冬期間、除雪等により作業休止となる日が多く、作業を実施する機会の遅延等につながつてしまつ。早期の事業着手を図るため、交付決定前着工制度を導入されたい。 ○左記の支障事例によると、農林水産省所管の農業農村整備事業内に掲載される事業のなかで、交付決定前着工制度があるものとないものがあることになつてゐる。新規実施地区において、交付決定が遅くなることで関係者より問い合わせを受けることがあつたため、早期着手が実現できるよう、事業着手を図るための措置を講じた。 ○本県のほ場整備工事は作付に影響しない冬季工事による工事が一般的であるが、積雪寒冷地であるため、田面の仕上げ工事は品質を確保する観点から、雪解け後の4月上旬から、代わりに始まる5月上旬までの限られた期間に施工せざるを得ない状況。現在は、補正予算でせり上げ工事を施工しているが、補正予算の措置については不確定である。補正予算が措置されなかった場合は通常予算を越えて施工することになり、通常予算の適正な執務の妨げになる。交付決定前着工の制度を取入れることにより、計画的で効率的な工事の遂行が図られると思われる。 ○国の交付決定が5月にあり、その後すぐに工事の発注手続を行っても契約が7月以降となることから、工事の進捗に支障が生じている。 ○本県におけるほ場整備事業について、特に県南部の早期米生産地帯では、霜刈り後（8月）速やかに春季播種の年間の耕作作業を開始する2月頃まで工事を実施する必要があります。このため、年間の遅れやかねて耕作業務や整備業務に取りかかる必要があります。どちらも、交付決定が遅くなると、せり上げ工事（例年5月）が実施不能となります。そのため、他の農地改良事業においても、交付決定前着工が可能となるれば、特異緊急性や必要性を有するものなどに臨機応変に対応できる。このため、農山漁村地域整備交付金等と同様に交付決定前着工の制度化が望まれる。 ○債務工事に伴う仮設道路等の借地契約は年度跨ぎで連續的に発生するが、2か年目の補助金の交付が受けられるまでの間、補助事業による借地契約を一旦解除し、同日付けで県単独費借地契約を結び、新年度補助金交付決定日後再度県単独費の契約を解除し、同日付けで補助事業による借地契約を結んでおり、非常に煩雑であり、県のみでなく地権者にも煩雑な作業を強制することになる。前年度末に交付決定前着工を提出することで、補助金交付前に事業執行が可能となれば、期間延長により切れ間の無い借地が可能となる。	補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであるが、土地改良事業関係補助金に係る事業の実態を把握の上、公益上真にやむを得ないと認められる事業については、交付決定前着工の導入について検討してまいりたい。		
95	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類として求められている契約書の写し等の添付が求められており、実績報告書の提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狹山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	福島県、栃木県、群馬県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本県	○農地耕作条件改善事業交付金のH29年度実績報告においては、契約書添付実績は3件6枚となつてある。 ○本提案により、これらの事業負担の軽減につながるものである。 ○本県においては、左記の農地整備事業のための用地買収事業の実績報告書には、事業の適用例はないが、国への実績報告書には工事及び契約書の写し、検査調査などを添付することにより、業務量が他事業と比較して多くなる。このため、他事業と同様に書類の簡素化をお願いしたい。 ○添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。 ○本県では「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業者により、実績報告を行つて契約書の写し等の提出が求められる。地方公共団体が交付対象事業者となる場合、添付資料が膨大になり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書や出役簿等の写しを約500枚添付したため、大きな作業負担となつた。 ○同様に農地整備を目的とする他の補助事業（農山漁村地域整備交付金等）の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写し等の提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとするこにより、報告事務の簡素化をするよう求めめる。 ○市町村や各地改良区等団体の執行する事業については、平成28年度まで国から直接交付されていたため、国としては事業実施の確認のため工事契約書の写しを求めめたもの領取者が、現在は間接補助として、県を経由して事務処理されており、県が十分地元団体を指導し、実績の確認を行うことで、国への実績報告書については工事請負書の添付で了解していただきたい。 各工事の契約書の写しを添付する作業は多大な労力と紙が必要となる上、郵送に際し重量が増すため費用も増大する。	農地耕作条件改善事業の実績報告については、簡素化する方向で見直しを検討したい。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
102	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農地利用配分計画の県知事の認可に係る縦貫の廃止	農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行なうため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に係る縦貫の廃止	手続ぎに要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担が軽減される。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して狙い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げるのである。 なお、配分計画の案を作成する市町村役場において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行なうことから、事業創設以来過去4年間に、縦貫期間中に利害関係者から意見書が提出されることは一度もない。 また、仮に農地が公正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後の対応も整備されていると考える。	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条	農林水産省	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、高照原町、大村市、熊本県、大村市、高知県、大村町、羽後町、東成瀬村	岩手県、山形市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、い。秋田市、長野県、島根県、香川県、島根県、広島県、徳島県、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	○農地中間管理事業は作成する書類も複数であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○農地中間管理事業における狙い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用登録申請手続の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく県の事務手続利用配分計画の公告の手続が必要であり、農地中間管理機構等を中心に農地の集積から狙い手への配分まで、最低約5週間を要している。 そのため、狙い手は農家からは、農地の基盤化手法等に比べ、農地中間管理事業の推進に利害関係者から意見書が提出されるものがある。 なお、県でも農地の手続のマーチングがございまして、速やかに狙い手へ農地を集積できるよう、国が示す手続期間短縮の例を参考に、事務手続化を図ってきたところであるよう、更なる迅速化のため、農用地利用配分計画の監視を停止又は縦貫期間を短縮したいが、法定2週間の期間が示されているため見通しが立たない。 なお、市町村農業委員会が農地利用配分計画案を作成する際に、当該地域の狙い手を優先するなど配慮をしているため、中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき意見書が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦貫の必要性は低いと考える。 ○農地中間管理事業を有する法人は、①農地の貸し出し人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人と農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。 このため、目的である農地の集積の加速化にあまり効果を発揮していない、事業を通じた狙い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、狙い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。 ○狙い手が早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦貫の廃止または期間短縮は必要と思われる。 ○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正が必要と考える。 ○農地中間管理事業の推進に当たり、縦貫が長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して狙い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げるのである。 農地中間管理事業については、事業手続中の縦貫があつて自治体の負担増と事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに對し、農地中間管理事業法は約4か月と要する。 契約書及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって縦貫であり、係務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 ○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦貫については、事務が縦貫で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業者より一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦貫の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦貫してきたが、これまで利害関係者からの意見書の提出は一度もない) ○配分計画の案を作成する市町村役場において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行なっていることから、事業創設以来過去4年間に、縦貫期間中に利害関係者から意見書が提出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計))の認可公告事務が発生していることから、事業の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 紙張中に意見書が提出された事例無。 ○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用配分計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画の県知事の認可による賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが縦貫であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した狙い手への農用地の集積を円滑に推進するために手続の簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可による縦貫期間(2週間)が短縮されなければ事業の利用向上につながると考えている。 なお、これまでに縦貫期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。 ○業務執行者に長期間を要する手續がございまして、 ○本県では、農地中間管理事業の実施にあたっては、県段階での事務手続(審査:2週間の縦貫、認可公告)のみで最も約1ヶ月かかるており、このほか農業委員会、市町村及び機構等縦貫な事務処理が必要になっている。 このため、機構による農地の借入れから農業者への貸付けまでには約3ヶ月の期間を要しており、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定より長期であるため、営農活動に影響が出る声が現場から寄せられている。加えて、県・機構・市町村等の事務負担が過大であり、人員不足の声も上がっているほか、農地中間管理事業の推進に向かって前向きな施策遂行に支障を来している。 なお、農地中間管理事業の制度開始以後、縦貫中に意見が寄せられた例はない。	農地中間管理事業の推進に関する法律について、施行後5年を目途として、機構事業の手続の縦貫の解消などについて総合的に検討することとしている。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	別添1 <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>				回答欄(各府省)
	区分	分野				根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	
103	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業に関する農地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	①農地中間管理事業により設定された利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、契約期間以外の内容(農地、当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公表までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理者)の同意等で契約期間延長手續を緩和する。 ②改正土地改良法施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地等であることを規定している。 ③農地中間管理権の契約期間延長手續前に市町村が提出する申請書類が借り入れた農用地等において機構開進事業を実施する場合については、 1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回する場合についても、同様の手続を経ればいいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。 2)農用地等の所有者(受け手)及び機構の同意を得た上で、 3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て、 4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。	【制度概要】 ①農地中間管理事業により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構開進基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資する。 契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構開進基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資する。 ②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施する。(機構開進事業) 農地中間管理事業は、当該要件ひどくして改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農地等であることが規定されている。 ③農地中間管理権の契約期間延長手續前に市町村が提出する申請書類が借り入れた農用地等であることを規定している。 ④農地中間管理権の契約期間延長手續前に市町村が提出する申請書類が借り入れた農用地等において機構開進事業を実施する場合については、 1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回する場合についても、同様の手続を経ればいいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。 2)農用地等の所有者(受け手)及び機構の同意を得た上で、 3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て、 4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 土地改良法第87条の3及び附則第4条 土地改良法施行令第50条の2 平成29年9月1日付経済農地政策農地整備促進室農事務連絡	農林水産省	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村 岩手県、福島県、いわき市、ひたちなか市、群馬県、伊勢崎市、新潟市、新発田市、石川県、長野県、島根県、鳥取県、春日井市、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、高松市	農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○①本県においても、期間延長の手続きに生じる事務負担は、将来的に大きくなると想される。 ○②本県においては、当該事例は、案件がそれほど発生していない。しかし、機構開進事業を推進していく上で、今後の事務負担の増大につながると予想される。 ○農業社会ではない市町村や農業委員会での事務負担の大きさが、本制度の活用を推進する上で重要な要素となつており、重要な事務としての役割がある。 ○農地の貸付面積が増加する一方で、手續は比較的手早く済むような状態となり、機構が持つ農地の配分機能が十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を達成するためには、本提案が求めらる措置が必要となる。 ○集積計画の撤回及び新たな集積計画の同時公告は、利害関係者や自治体の事務負担が大きくなる。 ○同様の支障事例、課題が発生しており、制度改正は必要と考える。 ○この例にどんづら、今後大額の契約更新事務が想定される中、契約更新手続きの簡素化は契約の課題である。「基盤法」の例外として、農地所有者と借受者が同一条件の下に更新する場合は、法定更新を認めようとする制度改正を望む。 ○本市においては、農地中間管理事業の契約期間満了の事例が現時点では無いため、契約期間延長に関する具体例はないが、家族間の農地の所有権が複数人で所有する場合、相続等により、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の承認・公表の手続きが必要となり、大きな事務負担となつた。高齢な農地所有者が多く、農地中間管理事業においては賃借期間を10年以上で設定している条件が多いが、今後も賃借契約は多くなると想定される。また、高齢な農地所有者は多く、農地中間管理事業においては賃借期間を10年以上で設定している条件が多いが、今後も賃借契約は多くなると想定される。 ○契約期間延長の事務負担は大きいが、農地中間管理事業の継続化は大きな事務負担の軽減となる。 ○契約期間延長の事務負担は大きいが、農地中間管理事業の継続化は大きな事務負担の軽減となる。 ○新たに創設された農地中間管理機構開進基盤整備事業への対応など、年々事務が増加し、機構や市町村の事務的負担が大きくなってきており、将来的に更大的な負担が想される。 ○今までに契約設定を行った件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約は膨大であるため、将来的に利用者の申請手続きや集積計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが事務の負担増加及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構開進基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資するので必要である。 ○本県でも、中間管理事業の新借地数の増加に加え、新たに創設された農地中間管理機構開進基盤整備事業への対応など、年々事務が増加し、機構や市町村の事務的負担が大きくなってきており、将来的に更大的な負担が想される。 ○この例にどんづら、農用地利用配分計画の契約期間延長や改正土地改良法施行前に借り入れた機構が提出する手続きの簡素化については、機構や市町村だけでなく、農業者の事務負担の軽減が求めらるる事務負担であると考えております。県においても要望する。 ○これまでに支障事例は発生していないが、本県機構が中間開運してある農地(約25,000ha)を含めた地区での基盤整備の要望があつた場合、同様の支障事例が起きたことが予想される。 ○今後、通常の賃借契約に係る手続きに加え、契約期間の延長手続きまで行なうことは、農家や関係機構の事務的負担の大額な増加につながることから、さらなる担い手への農地集積を推進するためには、延長手続きの簡素化や賃借期間の見直しも含め、一連の事務処理の簡素化が図らる必要があると考えている。 ○平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大である。今後、通常の新規契約に加え、契約期間延長の手続きも追加され、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する膨大な事務が発生し、市町村及び機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ○本県においても、改正土地改良法に基づく機構開進基盤整備事業を実施する際、利用権設定の益農のために集積計画・配分計画の作成が必要であり、将来的に関係機構の事務負担が膨大になることが予想される。	①について 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの削減などについて総合的に検討することとしている。この中で提案の内容も踏まえつつ、対応を検討する。 なお、農地中間管理機構から貸付けについては、同一の者に再度貸し付ける場合等の農用地利用配分計画の添付資料の一部を不要とするよう農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)を改正し、平成30年7月1日から施行したことである。 ②について 平成25年の改正土地改良法(以下「改正法」という。)により創設された農地中間管理機構開進基盤整備事業は、農業者の申請、同意及び費用負担による貸付改正法である。この事業の創設に伴い、農地中間管理権の貯得(農地中間管理機構の借受け)に当たって改正法による改正後の農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定に基づき、あらかじめ当該事業が行われることについて機構から農地所有者に対して説明することとしている。 このため、機構開進農地整備事業の対象とする農用地については、改正法において、改正法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した(借り受けた)農用地とされている。 したがって、御提案のように、改正法の施行前から農地中間管理権が取得されている農用地について、契約期間を延長することで当該事業の対象とすることは困難である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加同様提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
I16	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における扱い手への農地の集積について、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用配分計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から扱い手への配分まで、最低約5週間を要している。	農地中間管理事業における扱い手への農地の集積について、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用配分計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から扱い手への配分まで、最低約5週間を要している。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農林水産省	群馬県、福島県、長野県、静岡県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	岩手県、秋田県、埼玉県、長野県、静岡県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、手続が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○当県においても、農地中間管理事業を活用し扱い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の手続手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来していながら、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 ○2週間の総見期間が最も多くなり、契約による期間が短縮されるごとから、利用者の利便性が向上すると考えられる。 本件として、農地の出子と組合のマッチング調整を行い、速やかに組合の意見書を提出できるよう、市町村長の総見期間延長の申請を提出する事務の迅速化を図っております。より早く組合の手続を進め、より早く組合の総見を停止していくが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が配分計画案を作成する際に、当該地域の扱い手を優先するなど配慮をしているため、総見期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態ではなく、配分計画の総見の必要性はないと考える。	○農地中間管理事業における扱い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用配分計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく市町村長の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から扱い手への配分まで、最低約5週間を要している。 ○扱い手農家から農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続は長すぎるとの声がある。 ○農地中間管理事業における扱い手の手続きは長すぎるとの声がある。 ○農地中間管理事業の場合は、手続手続きの煩雑さが自治体の負担増加と事業推進の妨げとなるため、手續を簡素化を図るべきである。 ○権利移転の手続期間の短縮により、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに對し、農地中間管理事業法は約1か月を要する。 契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や総見については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者等にとっても活用の利便性がないことから、事業をより一層推進していく上での、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る総見期間の短縮を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を総見してきたこれまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。) 配分計画の案を作成する市町村段階においては、農業委員会を玄関、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業計画以来過去4年間に、総見期間中に利害関係者から意見書が提出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 ○提案と同じ様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4ヵ年累計))の認可公告事務が発生していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 総見中に意見書が提出された事例類似し。 ○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合は、農用地利用配分計画に係る農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく(扱い手への)賃借権の設定が必要となっている。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることが手続きによる期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。 今後、農地中間管理事業を活用した扱い手への農用地の集積を円滑に推進するために手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る総見期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。 なお、これまでに総見期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 ○農地中間管理事業による農地賃借農地集積から農地配分まで2週間程度期間を要することから、権利設定を怠っている農業者からは敬遠される傾向にある。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付けの手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の総見において意見書の提出は一度もない。	農地中間管理事業の推進に関する法律について、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>					回答欄(各府省)	
	区分	分野				根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	団体名		
117	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	国産花きノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きノベーション推進事業において、公募直前に事業要件が変更され、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことが必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いられていて、「需要拡大メニュー」に取り組みにくい状況となっている。	H30年度の事業公募において、公募直前に事業要件が変更され、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことが必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いられていて、「需要拡大メニュー」に取り組みにくい状況となっている。	事業要件を見直すことで、国産花き振興のために必要な需要を喚起することができ、県産花きの振興、ひいては、花き生産、流通、小売店など一連の産業の発展を可能とし、地方創生の実現に貢献する。	花きの振興に関する法律 地域活性化総合対策事業のうち国産花きノベーション推進事業公募要領	農林水産省	群馬県、福島県、新潟県	神奈川県、富山県、京都府、徳島県、高知県	○事業要件の唐突な変更により、県協議会事業を大幅に見直すこととなった。 本事業は今年度が最終年度となるが、次年度以降の後継事業については、本業界の課題である需要拡大に必要な予算が投入できるよう、補助金額の配分割合について、配慮を願いたい。 ○H30年度事業の公募要領において、「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化等」の実証にかかる事業費が「経事業費の1/2以上である」とことが必要となつたため、本県においても「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化等」の実証規模にて、消費拡大つながる取り組みが前年と比べ縮小することとなり。 ○急遽条件が付加されたり、事業計画の全面的な再検討が迫られ、需要拡大メニューの規制範囲を大きく超えることにならなければ、需要拡大に携わる関係者の意欲が減退するなど、大きな混乱が生じた。 ○「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組む場合は、産地の生産課題に対応した取組に活用できるから、有意義なメニューと考えている。 しかしながら、「生産・供給体制の強化メニュー」を実施する実証事業等に必要な備品類は長期耐用が可能であるなど、「需要拡大メニュー」と比較して経費に差が生じることを想定され、2つのメニューを同規模で実施していくために、いずれかの事業規模を見直す必要が出てくる。 それぞれのメニューにおいて、必要な規模での実施が可能になるよう、事業要件の見直しが必要である。 ○「需要拡大メニュー」の補助金額が、「生産・供給体制の強化メニュー」と「花き関係者への連携支援メニュー」の合計金額以下とされたことで、需要拡大メニューの内容及び実施回数等について、大幅な見直しと調整を実施せざるを得ず、関係団体から要件の緩和について要請が出ていた。 本事業に消費課題であり、需要拡大メニューに取り組むことで、新たな需要創出や県民への需要拡大を図る。 ○H30年度の事業公募において、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は、同額の「生産・供給体制の強化メニュー」を実施することが条件として付加された。 本県の花き振興を図るために、「需要拡大メニュー」の実施が必要となるが、こうした条件を付加されたことにより、事業の変更を余儀なくされ、本年度の公募を見送りこととなつた。 地域の実情に合った事業が実施できるよう、採択要件を緩和してほしい。	国産花きの生産額は、ここ数年ほど横ばいで推移している。その内容をみると、出荷量は徐々に減少しており、これを販売価格の上昇とか補っているものと見られる。 他方、輸入品は、輸入量・輸入額ともに増加傾向にある。これらのことは、国内の花き生産が品質の高さを強みとして付加価値の高い生産にシフトする一方、物販の需要や実需のニーズで国産花きが十分に応えきれていないとが要因になっているともいわれている。 このことから、国産花きのシェアの維持・奪還を図るために、まずは、産地が需要動向や実需のニーズを的確に捉え、需要に応じた生産の拡大、すなわちマーケティングの产地づくりを進めることが最も重要な課題となつてきている。 国産花きノベーション推進事業は、平成30年度で終期を迎えることとなるが、引き続き需要に応じたマーケティングの产地づくりを進めることは重要な課題であるため、次期対策についても、上記の考え方を基本とし、要望の趣旨も踏まえつつ検討を進めてまいりたい。
119	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未満であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合を進めているところ。現計画では13施設の統廃合計画。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるため、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について (平成20年5月27日府令第393号) 補助事業により取得した又は効用がある財産の取扱い等の承認基準について(農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知) 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について (環境省平成20年5月15日付け環企発第80151006号)	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県	那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、岡山県、今治市	○当市も現在補助金を入れて処理場の改修更新を行っており、特に農業集落排水事業地方創生推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各県に移し替え、各県から地方公共団体に取り組むものであり、財産処分の承認手続等については、内閣府の規定でなく、各省の規定に基づく、各省が行っていること。 なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴う需要の著しく減少している補助金等交付財産の返還等の問題を認めており、手続を簡素化することでし、認定地域再生企画に基づき補助金等交付財産の返還等に伴う手続を進めていますが、補助金返還が必要だとされれば統廃合計画に支障をきたします。 本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行つて方向性を整えていましたが、合併後も年々減少していく中で、それなりに農業施設の整備等を進めており、新設施設の建設の記録等が年々減少していく中で認められました。 現在の人口減少により農業用水道供用料の減収見込みや施設の更新・改修経費の負担など下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係二省が積極的に、広域化・共同化を推進している中、弾力かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。 また、農集と公共の統合のように、目的は異なっていても、同様の手段を以て目的の達成を図るものについては、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントを停止する際に補助金の返還を不認する取り扱いを希望します。 ○当市は農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から10年未満の施設については、財産処分の際に国庫返納が必要なことをもって、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。 ○当市は生活排水処理構造のものと、生活排水処理基本構造に基づき農業集落排水地区の公共下水道導入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており織入の支障が生じる場合、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他の市町においても施設の統廃合・合理化が支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改正を要望します。 ○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金等交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図ります。	[内閣府] [農業集落排水事業] [補助金等]等により取り扱い、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)第15条第9項において、「地域再生法(平成11年法律第24号)第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還等の財産処分が可能となっている。 [国土交通省] [農業集落排水施設やコミュニティ・プラントを停止する際に補助金の返還を支障を来たさないことをとしているところ。 本件は農業集落排水施設やコミュニティ・プラントを停止する際に補助金の返還が発生し支障を来たさないものとされている。 ○当市は農業集落排水施設やコミュニティ・プラントを停止する際に補助金の返還を支障を来たさないものとされている。問題になっているのは財産処分にあたっての基準であり、該施設の使用様態に応じて根拠法令等に掲げられている。農林水産省や環境省から発出された通知に基づき財産処分を行なう際などどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答は控える。 [環境省] [補助金等]等により取り扱い、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について(平成20年5月15日付け環企発第80515006号)の別添表3において、経年数が10年未満の施設であっても、市町村合併・地域再生等の施設に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において足りているとの判断の下に下げる財産処分であって、県境大郡等が適当であると個別に認めるものについては国庫納付に限りる条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能と考えます。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
219	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のため申請する補助金の申請書類が複雑であるため、①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。②複数年度にまたがる事業について、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の③引き算によって算出すること。④引取表(やすく、間違いか起きないレイアウトへ変更すること。(別紙参照)以上のようにして式の簡素化を提案するもの。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請業務の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画費額の算定様式	農林水産省	熊本市	[別紙]補助計画書の改善点(農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化).xlsx	ひたちなか市、福井市、豊田市、京都市、岡山市、愛媛県、大村市、宮崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施していくなければならない、迅速な災害復旧のため、補助金申請書類の簡素化を要望する。 ○災害復旧事業を実施する場合、被害の状況によっては一刻も早く復旧を求める中での申請書作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取決めの見直しは、事務の効率化と一刻も早い復旧を図ることが可能となるため必要である。 ○実施設計が出来ていない段階で額超過額を検定する必要がありますが、その調整に苦慮しています。また、実施設計を作成時、及び工事実施時に軽微変更申請する必要があります。 手続時間が簡素な手続きではありませんが、災害件数が多いと煩雑な作業となり、時間を要しております。 ○①補助計画書は、補助対象外経費の工事種類及び事務種類も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとするごとに事務の簡素化が図れる。 ②現在も、複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費に総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出計上差異が生じる場合は、差金で調整している。	1日農林省告示第1487号)の5.に定めている「災害復旧事業補助計画書」の様式の簡素化について検討を行つ。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	別添1 <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>				回答欄(各府省)	
	区分	分野				制度改正による効果 (制度改正による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名		
227	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における各種事務簡素化	(1)農用地利用配分計画の縦貫廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を二週間公示する。都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨公告し、配分計画を当該公告の日から2週間公示の縦貫に供しないければならないが、当該縦貫を廃止する。 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 (1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 盤査法と同様、市町村が認められることと、当該認可を廃止する。	【制度改正による効果】 (1)農用地利用配分計画の縦貫廃止 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 農地中間管理機構は農地中間管理権を有する農用地等について賃借権等の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨公告し、配分計画を当該公告の日から2週間公示の縦貫に供しないければならないが、当該縦貫を廃止する。 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 (1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 盤査法と同様、市町村が認められることと、当該認可を廃止する。	・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条	農林水産省	栃木県、新潟県	福島県、群馬県、埼玉県、新潟県、静岡県、島田市、静岡県、島田市、広島県、山口県、徳島県、高知県、熊本県、大村市、沖縄県	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、手続が煩雑であり、貯付手続を長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○(1)、(2)農地中間管理事業における扱い手への農地の積算については、農業経営基盤法に基づく市町村行うる農地集積計画の作成から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を介しての申請から扱い手への部分まで、最低約2週間を要している。 そのため、扱い手農家からは、盤査法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律としており、古記録についても認識していると思われる。 本県としても、農地の出し手と扱い手のマッチングが整い、いたずらに手に農地を集積するところではあるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦貫を廃止又は縦貫期間を縮短した方が、より安心かつ長期的な農地環境を整備できる点において優位性がある。 なお、市町村農業委員会が農地配分計画を作成する際に、当該地域の扱い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されるることは、実質としてなく、農用地利用配分計画の必要性はないと考える。 ○基盤法では、市町村の公告により所有者から耕作者への貸付が確定するが、農地中間管理事業では、市町村の公告により所有者から機構への貸付が確定し、県の公告で農地中間管理機構(以下「機構」)から耕作者への貸付が確定するという流れになっている。 こうした流れが、農地を借りた人が耕作地時間がかかるといった問題を生じ、かつ、農用地利用状況報告の面倒だとあって、農地中間管理事業の活動を敬遠せてしまう因子となっている。 人為的要因によって、県公告が遅延することで、機構集積協力金の要件を欠くという事態も発生する。 知事の認可廃止だけでは、本事業の認可は解消しないと思われるため、盤査法と同様、市町村の認可公告のみで軽減まで完了するし、これが必須と考える。 機構の貸付面積が増加しない、または、面積なまどりをよくような状態で、機構が持つ農地の再配分機能を十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するには、本提案が求める措置が必須である。 ○(1)農地中間管理事業を行なう。(1)農地を貸した人への農地中間管理機構と基盤強化法による手続。(2)機構と農地を借りた人との間で農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間を要している。 (2)配分計画を定めるにあたって、貸した人と機構との間では市町村が手続を行い、機構と借りた人との間では機構が手続を行うこととなり、市町・村と機構とスケジュールや内容について連絡調整などに時間がかかることが考えられるところから、円滑に取り組むために市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることが望ましい。 ○手続手続きが煩雑であるので簡素化を要するとともに、扱い手へ早期に農地の賃借等の段階を行なうには縦貫の廃止または期間短縮は必要と思われる。 ○(1)、(2)本県でも対応内容と同様の支障事例あり。 現行制度では、ある程度耕種負担が決まっている案件でも県による配分計画の縦貫を経た後が認定する必要があるため、耕種後に栽培される品目によってはその栽培の遅延を避ける。 【制度改正にかかる課題】 縦貫期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確にする必要がある。 ○手続手続きに長期間を要する。 都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 手続手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。 ○農地中間管理事業においては、手續手続きの煩雑さが自治体の負担増加及び事業推進の妨げとなっているが、配分計画を市町村公告することは、都道府県の事務負担を軽減し、市町村への事務負担を軽減するものであり、この提案は認められない。 ○権利移動の手続期間を1年と定めて、農業経営基盤強化法は促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。 契約書及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所恁じて生じている。 ○農地中間管理事業における農地利用配分計画の公表や縦貫について、手續手続きの時間と手續手続きの手数を減らすとともに活用が受けとどまっていることから、事業者をより利便性高くして、本県においても、(1)の農用地利用配分計画の縦貫廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を実施してきてが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。) 基本方針の策定や事業規程の認可を行なう際において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものにならなければ、正規化を実現するという事業の趣旨に鑑み、(2)の農用地利用配分計画の認可の廃止については、事業の規程に係る部分の改正などをから、慎重な判断が必要と考える。 ○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4年力累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。 縦貫等に意見書が提出された事例無。 市町村の事務負担がなくならないよう改善が必要。 ○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく手続の賃借権の設定が必要となっていた。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であるなど手続を要する場合が長いことから、事業の円滑な活用を妨げるのである。 今後、農地中間管理事業を活用した扱い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦貫期間(2週間)が廃止されれば事業の利用向上につながると思われている。 なお、これまでに縦貫期間中に利害関係者からの意見書が提出されることはない。 ○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地分配まで週間程度期間を要するところから、権利移動を怠っている農業者からは敬遠される傾向にある。 ○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていくことから、平成26年度以降、配分計画の縦貫において意見書の提出は一度もない。 ○本県においても平成26年度から配分計画を縦貫してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るためにも、提案に賛同する。	○農地中間管理事業の推進に関する法律について、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加同様提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)					
	区分	分野									団体名	支障事例						
284	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用配分計画の知事認可における継続制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の権利移動に係る関係法令には、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法がある。農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地利用配分計画(以下「配分計画」といふ)の2つの計画作成が必要となり、公告継続の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられており、市町農業委員会の意見等を踏まえ、現行制度上でも、配分計画案については、市町農業委員会の意見等を踏まえ、地元の利害関係者とも調整を図ることができているため、継続制度を廃止しても特段の支障はないものと考える。なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、継続期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。	継続の廃止によって利用権設定までの期間が2週間程度短縮されることで、農業者などの適切な営農に資するとともに、農地中間管理事業の利用向上が期待される。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農林水産省	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)	岩手県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、島田市、春日市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市	O農地中間管理事業は作成する書類が多く、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 O農地中間管理事業における扱い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告が、農地中間管理事業に関する法律に基づく知事の地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機関を介して農地の集積から扱い手への配分まで、最低約5週間を要している。 そのため、扱い手の農家からは、農地の基盤化の方法と比べ、農地中間管理事業の推進に開ける心配があるものの、扱い手への影響は少ないものがある。 O本県でも、農地を貸す手と手のマッチングで、扱い手へ農地を集積できるよう、国が公示手続を期間短縮の例を参考に、事務手続を簡素化してきただっこであるが、更に公示手続を期間短縮の例を参考に、事務手続を簡素化してきただっこであるが、法定2週間に期間が短縮されているため見通しが立たない。 なお、市町村農業委員会が農地利用配分計画案を作成する際に、当該地域の扱い手を優先するなど配慮をしているため、中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見書が提出されることはあるとして、農用地利用配分計画の継続の必要性は低いと考える。 O当県においても、農地中間管理事業を活用し扱い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の手続手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移動に支障を来しているほか、農地中間管理事業の推進を妨げる一因となっている。 2週間の継続期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることか、利用者の利便性が向上すると考えられる。 O農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構と基盤強化法等による手続、②機関を通じて農地を借りたい人と農地中間管理法による手続の2つがあることとなり、多くの手續と時間が必要となる。 このため、手續である農地の集積の変化が発生し難くない、事業を通じた扱い手の農地業者を准めながら、手続を簡素化し、扱い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。 O扱い手・早期に農地の賃借権等の設定を行うためには継続の廃止または期間短縮は必要と思われる。 O農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定においては、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑である。 また、農地中間管理事業が創設され以降、継続期間中に利害関係者から意見書が提出されたことないため継続制度を廃止しても特段の支障はないものと考える。 O農地中間管理事業については、手続手續の簡素化や自治体の負担増及び事業推進の妨げになつて、手続の簡素化を図るべきである。 O権利移動の手続期間の見直しとして、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業は約4か月とすることとする。 契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所などで生じている。 O農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や継続については、事務が煩雑で手續の時間がかかるため、農業者にとっても活用の妨げとなつていてことから、事業をより手順を簡素化していくこと、本県においても農地中間管理事業における農用地利用配分計画の知事認可における継続制度の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を継続してきたが、これまで利害関係者からの意見書の提出は一度もない。) O配分計画の案を作成する市町村段階において機構、農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、継続期間中に利害関係者から意見書が提出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。 O農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用配分計画に基づく中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく扱い手への賃借権の設定が必要となつていて。 そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続によっては期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げることとなつてゐる。 今後、農地中間管理事業を活用した扱い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続の簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る継続期間(2週間)の短縮化を図ることで、利害関係者からの意見書につながると考えている。 なお、これまで継続期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。 O手続手續において長期間を要する傾向にある。 O本県では、農地中間管理事業による貸付けの手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。 市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の継続において意見書の提出は一度もない。	農林水産省	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)	福島県、栃木県、長野県、徳島県、愛媛県	O当県の青年農業者等育成センターにおいても、専門的知識を有する職員や専任の職員の配置が困難であるから、特に未収金の回収に苦慮している。そのため、制度改正により費用がかかる場合があるが、サービスへの依頼をすることができれば、より効率的な未収金の回収が可能となると思われる。 O当県においても、農業支援資金について多額の未収金が発生している状況にある。このため、債権者への依頼を検討しているが、多額の費用が発生することから、農業支援資金の債務者を債権管理回収会社に委託する方針である。 O本県においても、農業振興公社を経由した農業支援資金の貸付残高がH30.3現在123件14,653千円、うち12件7,146千円については、債務者から公社への返済が延滞している。今後、公社から県への償還に支障が生じる可能性がある。	農林水産省	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)	福島県、栃木県、長野県、徳島県、愛媛県	【農林水産省】 農林水産省は、債権回収に関する特別措置法を所管しておらず、提案事項の実現可否についてお答えする立場にない。
285	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	債権管理回収率に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を廃止し、公債人等の貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加	債権管理回収率に関する特別措置法の特定金銭債権に該当しないものとされ、債権回収率をサービスへ依頼することが可能となるが、都道府県の債権回収の円滑化が図られる。(就農支援資金の例では、国の債権回収の円滑化も同時に図られる)	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権の管理及び回収業務をサービスへ依頼することが可能となるが、都道府県の債権回収の円滑化が図られる。 (就農支援資金の例では、国の債権回収の円滑化も同時に図られる)	債権管理回収率に関する特別措置法第2条第3項の規定に準じて定めた債権回収率の回収率を算出する場合に、債権回収率をサービスへ依頼する場合に比べて費用がかかる場合があり選択が躊躇われるため、結果として、都道府県の債権回収の円滑化を図ること。	法務省、農林水産省	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)	福島県、栃木県、長野県、徳島県、愛媛県	O当県の青年農業者等育成センターにおいても、専門的知識を有する職員や専任の職員の配置が困難であるから、特に未収金の回収に苦慮している。そのため、制度改正により費用がかかる場合があるが、サービスへの依頼をすることができれば、より効率的な未収金の回収が可能となると思われる。 O当県においても、農業支援資金について多額の未収金が発生している状況にある。このため、債権者への依頼を検討しているが、多額の費用が発生することから、農業支援資金の債務者を債権管理回収会社に委託する方針である。 O本県においても、農業振興公社を経由した農業支援資金の貸付残高がH30.3現在123件14,653千円、うち12件7,146千円については、債務者から公社への返済が延滞している。今後、公社から県への償還に支障が生じる可能性がある。	【法務省】(参考) サービス(債権回収会社)が取り扱うことのできる債権(特定金銭債権)は、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第16号(以下「法」といふ))第2条各号に掲げるもののほか、債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成11年政令第14号(以下「政令」といふ))第1条に掲げる者が有する貸付債権及び政令第3条各号に掲げる債権があるが、都道府県青年農業育成センターが保有する債権(以下「青年農業者等の債権」といふ)は、この範囲に含まれないと解される。 提案者は、サービス(債権回収会社)が取り扱うことのできる特定金銭債権の範囲を大きく求めるものであるところ、その点で当たっては、社会経済上のニーズの変化等を調査検討した上、政策目的実現のためサービス(債権回収会社)が取り扱うことの必要性の有無の検討が必要であり、農業支援資金制度に係る貸付金については、そのような必要性のある債権とまで認め難いと考えている。							

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
311	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のため申請する補助金の申請書類が複雑であるため、①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。②複数年度にまたがる事業について、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の引き算によって算出すること。③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照)以上3点について様式の簡素化を提案するもの。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請業務の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産省設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画費額の算定様式を定める件(告示改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)のF5、「災害復旧事業補助計画書」	農林水産省 指定都市市長会	ひたちなか市、豊田市、愛媛県、北九州市、大村市、宮崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施していくかなければならぬが、迅速な災害復旧のため、補助金申請書類の簡素化を要望する。 ○災害復旧事業を実施する場合、被害の状況によっては一刻も早く復旧を求められる中での申請書作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しは、事務の効率化と一刻も早い復旧を図ることが可能となるため必要である。 ○補助計画書は、補助対象外経費の工事費及び事務費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとすることで事務の簡素化が図れる。 ②現在も、複数年度にまたがる事業においては、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引いて算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出計に差異が生じる場合は、差金で調整している。	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日農林省告示第1487号)の5、「災害復旧事業補助計画書」の様式の簡素化について検討を行つ。			